

～ハンセン病問題を知っていますか？～

☎ 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、温度や痛みを感じにくくなり、体の一部が変形するといった外観上の変化が起こったりします。

現在の日本では、感染することも発病することもまれです。また、治療薬が開発され、早期に発見し適切な治療を行えば、確実に治癒する病気です。

患者の隔離政策

ハンセン病患者は、その外観の特徴などから、偏見や差別の対象とされることがありました。

昭和6（1931）年に「癩予防法」が制定され、患者は療養所に強制的に収容されました。また各県では、患者を見つけ出し療養所に送り込む「無癩県運動」が行われました。

保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、療養所に強制的に患者を送り込むという光景は、人々へハンセン病は恐ろしいものというイメージを植え付け、偏見や差別が一層助長されていきました。昭和18（1943）年に米国で特効薬「プロミン」が開発され、治療法が確立されたあとも、日本では患者の隔離政策が継続され、「らい予防法」が廃止される平成8（1996）年まで行われました。

※昭和28（1953）年「癩予防法」を「らい予防法」へ改正。

らい予防法廃止後の動き

平成10（1998）年には、入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。平成13（2001）年に原告勝訴の判決が下され、国は責任を認め、平成21（2009）年には、元患者などの福祉の推進、名誉の回復などのための措置について定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行しました。

隔離政策により、患者だけでなくその家族も偏見や差別の対象とされたとして、平成28（2016）年熊本地裁に對し、元患者の家族が損害賠償を求める裁判を起こしました。令和元（2019）年6月に原告勝訴の判決が下され、同年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行となり、元患者の家族へ国から補償金が支給されることになりました。

同じ過ちを繰り返さないため

国が責任を認めたあとも、熊本県のホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否した事件が起きるなど、元患者の人や家族に対する偏見・差別には根強いものがあります。入所者の中には療養所の外で暮らすことに不安を感じ

▲「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」

鳥取県の無癩県運動への反省・考える拠点として、とりぎん文化会館前に建立されました。



みんなで今を乗りきろう

新型コロナウイルス感染症支援策

県外学生支援



トットリー氏からの
がんばる出身学生応援

本市から県外へ進学した学生に対し、米や農産物、加工品などを詰め合わせた「応援便」で本市出身学生を支援するとともに、市内の地場産業の活性化を図ります。

☎ 本庁舎政策企画課 ☎ 0857-30-8012
☎ 0857-20-3040

対象者

- 次の①～③すべてを満たす人
- ①鳥取市出身者で、鳥取県内の高校などを卒業した人
- ②鳥取県外に居住し、鳥取県外の大学・大学院、短期大学、専修学校などに在学している学生
- ③保護者などが本市に住所を有している人

支援内容

5千円相当の「トットリー氏からのがんばる出身学生応援便」を、夏便（8月末頃）・秋便（10月末頃）・冬便（1月末頃）のうち、希望の時期に2回発送。

申請方法

次の①または②のいずれかで申請。
①「e-鳥取市役所」とっとり電子申請サービスの専用フォームに必要事項を入力し、学生証または在学証

明書の画像データを添付のうえ、オンラインで申請。



オンライン申請「e-鳥取市役所」

②「トットリー氏からのがんばる出身学生応援便申請書（政策企画課窓口で交付または本市公式ホームページからダウンロード）」に必要事項を記入し、学生証または在学証明書の写しを添付のうえ、郵送で申請。



詳細はこちら（申請書ダウンロード）

受付期限・発送時期	申請最終受付日	発送時期
8月15日（土）	8月15日（土）	夏便（8月末頃）
10月15日（木）	10月15日（木）	秋便（10月末頃）
1月15日（金）	1月15日（金）	冬便（1月末頃）

特別定額給付金

☎ 本庁舎総務課 ☎ 0857-30-8250
☎ 0857-20-3967

特別定額給付金の給付申請はお早めに

申請期限は、8月26日（水）（当日消印有効）です。
給付申請の手続きがまだの人は、本市が郵送した申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して、お早めに申請をお願いします。申請期限を過ぎますと、特別定額給付金の給付が受けられなくなります。

申請書を紛失された人、申請書がまだお手元に届いていない人は、問い合わせ先までご連絡ください。

